

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	後期高齢者医療保険料に係る延滞金の減免申請	
根拠条例等・条項	堺市後期高齢者医療に関する条例第4条第3項 堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則第6条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める延滞金を免除する。</p> <p>(1)大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下、「広域連合条例」という。）第17条第1項の規定により保険料の徴収猶予の承認を受けた場合 当該承認を受けた期間に係る保険料に対して課される延滞金</p> <p>(2)広域連合条例第18条第1項の規定により保険料の減免の承認を受けた保険料に対して課される当該承認を受けた場合 当該承認を受けた期間に係る保険料に対して課される延滞金</p> <p>(3)大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則第18条の規定により一部負担金の免除の承認を受けた場合 当該承認を受けた期間に係る保険料に対して課される延滞金</p> <p>(4)被保険者が破産手続開始の決定を受けたとき 当該決定を受けた者に係る保険料に対して課される延滞金</p> <p>(5)前各号に掲げるもののほか、延滞金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき その都度市長が定める保険料に対して課される延滞金</p>	
標準処理期間	標準処理期間	15日
	標準処理期間を設定できない理由	